

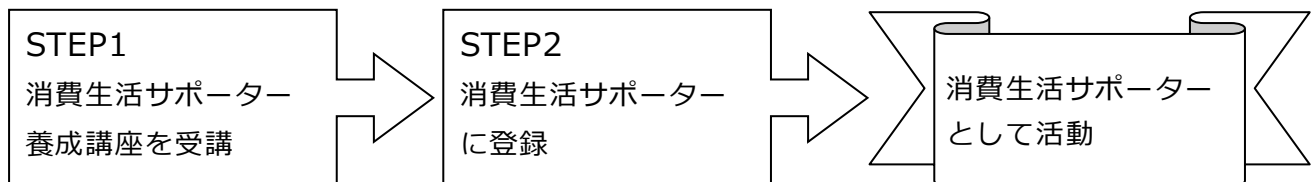
# 消費生活サポーター大募集！

## あなたの力を消費者被害防止に役立てませんか？

県では、地域における消費者啓発の担い手として、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のために地域で見守り活動をしていただくボランティアの方を「和歌山県消費生活サポーター」として登録し、現在約280名の方に活動いただいております。

今回、新たに消費生活サポーターとして登録いただける方を募集し、下記のとおり養成講座を開催します。

なお、地域の中で見守り活動等を行っている又は関心のある団体及び個人を対象に消費者被害防止ネットワークの構築・強化に向けた「消費者被害防止ネットワーク研修会」を合同開催します。



(※)裏面の主な活動参照

- 日 時：令和4年2月18日（金）  
13時30分～16時30分（受付 13時00分～）
- 場 所：①和歌山県消費生活センター 研修室  
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階  
②西牟婁振興局1階 中B会議室【オンライン会場※】  
田辺市朝日ヶ丘23-1  
※②の会場で①の会場から配信される映像と音声を視聴します  
（講師への質問は可能です）
- 対 象 者：和歌山県内在住の20歳以上の方で、消費者問題に関心があり、  
地域で見守り活動を行う意欲のある方
- 講 座 内 容：特殊詐欺の現状とその対処法  
見守り活動に係る事例  
契約の基礎知識  
和歌山県消費生活サポーターの活動概要
- 定 員：①14名 ②10名  
※定員となり次第、締め切らせていただきます。受講いただけない場合はご連絡します。

- 6 申込方法:「申込書」を郵送・FAX・メールのいずれかで下記の申込先へ送付（送信）してください。  
「申込書」は、和歌山県消費生活センターホームページ  
(<http://www.wcac.jp/>)からもダウンロードできます。
- 7 申込期限:令和4年2月8日(火)
- 8 申込先:和歌山県消費生活センター  
【住所】:〒640-8319  
和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
【電話】:073-433-0241  
【FAX】:073-433-3904  
【MAIL】:[e0313011@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0313011@pref.wakayama.lg.jp)
- 9 その他:新型コロナウイルス感染拡大の状況により、講座内容の変更、延期または中止とする可能性があります。その場合は、お申込みいただいた方にご連絡しますので予めご了承ください。

### 消費生活サポーターの主な活動

- 地域内で、消費者被害防止のための啓発活動を行う。
- 消費者トラブルに遭った可能性がある地域住民に対し、消費生活相談窓口を紹介する。
- 県及び市町村が実施する消費生活に関する事業に協力する。

- ※ 任期は講座終了日から令和5年3月31日までです。
- ※ 1年毎に継続の意思確認を行います。